

18年1月1日から

東久留米市宅地開発等に関する条例が施行

この条例は、従来の「東久留米市宅地開発等指導要綱」を条例化したもので、次に示す「開発事業」「重要開発事業」のいずれかに該当する場合は、本条例による手続きが必要となります。

上に区画分けするもの
中高層建築物（高さが10メートルを超える建築物をいう。）を建設するもの
集合住宅（2戸以上で形成された住宅で、共同住宅、長屋、その他これらに類するものをいう。）の建設で、建設戸数が20戸以上のもの
駐車場の造成で面積が500平方メートル以上のもの
経営を目的とする墓地进行するもの
建築基準法第86条第1項

【開 発 事 業】

都市計画法第29条に基づく開発行為で、その規模が500平方メートル以上のもの
建築基準法第42条第1項第5号に定める道路の位置指定を受けて開発するもの
建築基準法第2条第1項第2号に定める特殊建築物の建設で、建築敷地面積が1000平方メートル以上のもの
建築基準法第2条第1項第1号に定める建築物を建設するために、土地を5宅地以上

特に注意してください！

【公園・緑地】事業面積（宅地開発等を行う土地の面積）が3000平方メートル以上の場合...事業面積の6割を市で定める基準により公園として整備し、市に無償譲渡しなければなりません。なお、「東京における自然の保護と回復に関する条例」の適用を受ける場合は、緑地面積を当該公園面積に含めることができます。事業面積が3000平方メートル未満の場合...みどり豊かな生活環境を保全するために、事業面積の3割の緑地を確保し整備しなければなりません

【敷地面積の最低限度】宅地開発等における敷地面積は、すべての区画において、第1種低層住居専用地域では110平方メートル以上、その他の地域では100平方メートル以上を確保しなければなりません

東久留米市長選挙の立候補予定者説明会を開催

東久留米市長選挙は、18年1月8日（日）に告示され、15日（日）に投票が行われます。詳細は12月15日号広報でお知らせします。

選挙管理委員会では、市長選挙の立候補予定者への説明会を、12月5日（月）午後2時から市役所7階701会議室で開催します。立候補予定者と関係者は必ず出席してください。

当日は筆記用具と印鑑（立候補関係書類受領者の）

詳しくは同委員会事務局 ☎70・7790へ。

事務事業の評価結果を公表します

事務事業は、施策の目的を達成するための具体的な手段で、市民に直接サービスするものや市の内部管理を目的とするものなどがあります。昨年度に引き続き今年度も、事務事業の評価結果を事務事業目的評価表にまとめ公表します。

ご意見・ご質問は電話または電子メールで企画経営室行財政等担当 ☎70・7702へ。

事務事業目的評価表は、11月15日（火）から市ホームページまたは市政情報コーナー（市役所2階）16日（水）から

ご利用ください



中小企業への各種資金融資

市では、市内の中小企業を営む方に低利率で融資をあつせんしてまいります（下表参照）。また、利子の一部を経営の安定と事業の健全な発展を図るため市が助成しています（下表「利率」欄参照）。

中小企業資金融資

市内で中小企業を営む方や商店街を組織する団体（商店街振興組合、中小企業協同組合）および中小企業団体の組織に関する法律により設立された団体）に資金を融資することにより、その育成振興を図ることを目的としています。

不況対策緊急資金融資

景気の後退による影響を受け、売上高や生産額の減少を来している市内の中小企業を営む方に対し、資金を融資することにより、その経営の安定を図ることを目的としています。

企画調整課メールアドレス
kikakuchosei@city.higashikurume.lg.jp

人権週間

市民のつどいを開催

【日時】12月3日（土）午後2時～4時半
【会場】市役所1階屋内ひろば・市民プラザホールで
【入場料】無料
当日直接会場へ。
詳しくは教育委員会指導室 ☎70・7781または総務部総務課庶務係 ☎70・7714へ。

第一部 生徒・学校からの

自動発行機を11月23日（祝）に休止します

市では、自動発行機による住民票の写しや印鑑証明書などの発行を、市役所1階屋内ひろばで土曜・日曜日、祝日を含む毎日（年末年始を除く）午前8時半から午後9時まで行っています。

11月23日（祝）は、庁舎電源装置の定期点検のため自動発行機を利用できませんのでご注意ください。詳しくは市民課住民記録係 ☎70・7722へ。

中小企業への融資制度一覧

17年4月1日現在

制度・条件		融資要件	融資対象	融資限度額	利率	融資期間
中小企業資金融資	運転資金	個人の場合は、市内に引き続き1年以上住所を有し、かつ事業所を市内または隣接5市に有すること。法人の場合は、市内に引き続き1年以上本店所在地を有すること	事業に必要な原材料の仕入金および給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	500万円	1.875% 本人1.25% 市支給0.625%	5年以内 （据え置き3カ月を含む）
	設備資金	同一事業を引き続き1年以上営んでいること	店舗、工場または倉庫の増改築および機械器具等の購入に必要な資金	700万円		7年以内 （据え置き6カ月を含む）
	ボーナス資金	市税の納税義務者で、すでに納期の経過した分の市税を完納していること	従業員の夏季または冬季の一時金支払いに必要な資金	200万円		6カ月以内 （据え置きなし）
	公害防止設備資金	適切な事業計画を有し、返済見込みが確実であること	工場等において、公害防止に必要な設備を行うための資金	700万円	1.875% 本人0.945% 市支給0.93%	8年以内 （据え置き1年を含む）
	商店街振興資金	東京信用保証協会または、東京都農業信用基金協会の保証を得られること	街路灯、アーケード、駐車施設、従業員厚生施設、その他共同事業に必要な資金	3,000万円		10年以内 （据え置き1年を含む）
不況対策	新規開業運転資金	上記・・・および ・市内に引き続き2年以上住所を有する方 ・同一企業に5年以上勤務し、市内で同一事業を営もうとする方、または法律に基づく資格を有する方で、その事業を創業する方	事業を新規に開始（事業を開始して1年未満の方も含む）するために、必要な原材料および商品の仕入金ならびに給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金	300万円	1.875% 本人1.25% 市支給0.625%	5年以内 （据え置き6カ月を含む）
	緊急資金	上記・・・および ・最近3カ月間または1年間の売上高（生産高）が、前3年のいずれかの同期と比較して10%以上減少していること	運転資金（事業に必要な原材料の仕入金および給料の支払いに必要な資金等の流動的な資金）	500万円	1.875% 本人0.945% 市支給0.93%	5年以内 （据え置き1年を含む）

返済方法は、いずれの制度とも割賦償還